

## 本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、ゼロカーボン及び自立分散型エネルギー社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及を積極的に支援するため、住宅用太陽光発電システム等を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成19年本宮市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電設備(以下「太陽光発電システム」という。)

住宅の屋根等に設置された太陽光発電システムにより発電された電気が、受給地点となる住宅において消費されるものをいう。

(2) 蓄電池設備(以下「蓄電池システム」という。)

太陽光発電システムと接続した蓄電池が、太陽光発電システムから発電される電力を充放電し、蓄電池から供給される電力が、当該住宅にて使用されるものをいう。

(3) 電気自動車充電設備(以下「V2Hシステム」という。)

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(車両に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できるものに限る。以下、「電気自動車等」という。)と当該住宅間で電力を相互に供給するシステムをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 自ら居住する市内の住宅(専用住宅又は床面積の2分の1を超えて居住の用に供する店舗等の併用住宅をいう。以下同じ。)又は住宅の附帯構造物及び住宅敷地に前条各号に掲げるシステム(以下「補助対象設備」という。)を設置した者又は補助対象設備が設置された新築住宅を購入し、居住している者。

(2) 過去に同一の補助対象設備に係る市の補助金の交付を受けていないこと。

(3) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の場合において、補助対象者が、単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合は、補助対象者と生計を一にする者(当該住宅の敷地に住所を有する者に限る。)を補助対象者とみなす。

### (補助対象設備等)

第4条 補助対象設備及び補助金額等は、別表に定めるものとし、いずれも未使用の設備に限る。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下、「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、市長に本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金交付申請書(様式第1号)により提出しなければならない。

(1) 共通する添付書類

- ① 補助対象設備の購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し
  - ② 補助対象設備の設置に係る領収書の写し及び対象経費の内訳が確認できる資料
  - ③ 補助金の振込先口座の通帳の写し
  - ④ 設置する住宅が申請者の所有物でない場合は、建物所有者の設置承諾書
  - ⑤ 店舗等の併用住宅の場合は、居住部分とその他の部分の面積が確認できる図面
  - ⑥ 本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金交付請求書(様式第2号)
  - ⑦ その他市長が必要と認める書類
- (2) 太陽光発電システムの添付書類
- ① 電力会社との関係書類
    - ア 固定価格買取制度を含めた余剰売電の場合  
電力会社との電力受給契約確認書の写し
    - イ 自家消費の場合  
余剰売電を行っていないことの誓約書(交付申請書内の記載に代えることができる)
  - ② 補助対象設備の出力対比表の写し
  - ③ パワーコンディショナの型式名及び製造番号等が確認できる資料
  - ④ 太陽電池モジュールの設置写真(建物全体写真及び設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できる写真)
- (3) 蓄電池システム又はV2Hシステムの添付書類
- ① 電力会社との関係書類
    - ア 固定価格買取制度に基づく余剰売電買取期間満了の場合  
電力会社からの余剰電力買取期間満了に関する通知書の写し
    - イ 固定価格買取制度に基づく余剰売電買取期間満了以外の場合  
余剰売電を行っていないことの誓約書(交付申請書内の記載に代えることができる)
  - ② 補助対象設備の型式名及び製造番号等が確認できる資料
  - ③ 補助対象設備の設置状態を示す写真
  - ④ 電力受給者が申請者と異なる場合は、電力の受給契約者の設置承諾書

2 蓄電池システムとV2Hシステムについては、いずれか一方への補助金の交付申請に限ることとする。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは、交付を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付の決定をした日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(実績報告等の併合)

第8条 第5条の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 第6条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併

合するものとする。

(処分の制限)

第 9 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ本宮市住宅用太陽光発電システム等処分承認申請書(様式第 3 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(稼働状況の報告)

第 10 条 補助金の交付を受けた者は、市長から補助対象設備の運転等の状況についての求めがあった場合は、報告しなければならない。

(補則)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(本宮市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 本宮市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成 22 年本宮市告示第 35 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前までに、本宮市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

対象設備	設備の要件	補助対象経費	補助金額
太陽光発電システム	<p>(1)太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のもの</p> <p>(2)対象設備で発電した電気が、住宅で消費されていること</p> <p>(3)対象設備の接続契約締結日は、受給開始日が、申請する年度の前年度の4月1日から申請する年度の12月31日までの間であること。また、自家消費の場合においては、領収日が上記と同様の期間であること</p>	<p>太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)、その他付属機器(節毒箱、直流側開閉器、余剰電力量計)、工事に関する費用(モジュール設置工事、配線・配線機器の購入・据付等を含む)</p>	<p>システムを構成する太陽電池の公称最大出力(単位をkWとし、小数点第3位を切り捨てた値)に2万円を乗じて得た額(当該金額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、8万円を上限とする。</p>
蓄電池システム	<p>(1)補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの</p> <p>(2)太陽光発電システムを設置しており、当該システムは固定価格買取制度に基づく電力需給契約を締結していないもの</p> <p>(3)蓄電池システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が、申請する年度の前年度の4月1日から申請する年度の12月31日までの間であり、固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了を迎える場合、余剰電力買取期間満了の日の前6カ月以降であること</p> <p>(4)蓄電池システムから供給される電気が、住宅で消費されていること</p>	<p>蓄電池、パワーコンディショナ、その他付属機器等の購入並びに設置工事に要する経費</p>	<p>システムを構成する蓄電池の蓄電容量(単位をkWhとし、小数点第3位を切り捨てた値)に2万円を乗じて得た額(当該金額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、8万円を上限とする。</p>
V2Hシステム		<p>電力充給電設備(V2H)及び付属品(充電コネクタ、ケーブル等)の購入並びに設置工事に要する経費</p>	<p>補助対象経費以内の額とし、150,000円を上限とする。</p>

年 月 日

本宮市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金交付申請書

次の事業について補助金の交付を受けたいので、本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

1. 補助対象設備を設置する住宅

設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> その他(本宮市 字 ) (店舗等併用住宅か否かの別 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅 )
設置区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既設住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅
発電の活用形態	<input type="checkbox"/> 固定価格買取制度を含めた余剰売電 (買取期間満了日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 自家消費

2. 申請する補助対象設備

補助対象設備の概要			交付申請額
<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	公称最大出力	_____kW ※①	※①(小数点以下第 3 位切り捨て) _____kW×20,000 円 = _____円 1,000 円未満切り捨て(上限 80,000 円)
	メーカー名	_____	
	設置に要した費用	_____円(税抜)	
	電力受給開始日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 蓄電池システム	メーカー名	_____	※②(小数点以下第 3 位切り捨て) _____kWh×20,000 円 = _____円 1,000 円未満切り捨て(上限 80,000 円)
	機器型番	_____	
	蓄電容量	_____kWh ※②	
	設置に要した費用	_____円(税抜)	
<input type="checkbox"/> V2Hシステム	メーカー名	_____	_____円 (上限 150,000 円)
	機器型番	_____	
	設置に要した費用	_____円(税抜)	
	工事完了日	年 月 日	
合 計 (蓄電池とV2Hはどちらかのみ)			_____円

《裏面も記入欄有》

3. 誓約事項

誓約内容	レ点チェック又は署名
市税等の滞納はありません。	
(第5条第1項第2号①のイ及び同項第3号①のイに該当する場合) 余剰電力の売電は行っていません。	

4. 補助金の振込先

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> _____
口座	種類	口座番号		
	<input type="checkbox"/> 普通 (総合) <input type="checkbox"/> 当座			
口座名義人 (申請者本人)	フリガナ			

5. 添付書類一覧

	条件	太陽光発電システム	蓄電池システム	V2Hシステム	確認欄
共通	必須	補助対象設備の購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し			
		補助対象設備の設置に係る領収書の写し及び対象経費の内訳が確認できる資料			
		補助金の振込先口座の通帳の写し			
		本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金交付請求書(様式第2号)			
該当者のみ		(設置する住宅が申請者の所有物でない場合) 建物所有者の設置承諾書			
		(店舗等の併用住宅の場合) 居住部分とその他の部分の面積が確認できる図面			
対象設備に応じて	必須	(FIT等の場合) 電力受給契約確認書 (自家消費の場合) 余剰売電を行っていないこと の誓約書 (申請書内記載でも可)	(卒FITの場合) 「再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了に関するお知らせ」の写し (卒FIT以外の場合) 余剰売電を行っていないこと の誓約書 (申請書内記載でも可)		
		対象設備の出力対比表の写し			
		パワーコンディショナの型式名及び製造番号等が確認できる資料	対象設備の型式名及び製造番号等が確認できる資料		
		建物全体写真	対象設備の設置状況を示す写真		
		太陽電池モジュール全ての枚数が確認できる写真			
		太陽電池モジュール割付図または配置図			
該当者のみ		(電力受給者が申請者と異なる場合) 電力の受給契約者の設置承諾書			

様式第 2 号(第 5 条関係)

年 月 日

本宮市長

住 所

氏 名

㊟

本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金交付請求書

年 月 日付け、 第 号により交付決定のあった本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

様式第 3 号(第 9 条関係)

本宮市住宅用太陽光発電システム等処分承認申請書

年 月 日

本宮市長

住 所

氏 名

電話番号

本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助事業により設置しました補助対象設備を処分したいので、本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

記

補助金交付年度	年度
補助金交付決定通知番号	第 号
設 置 場 所	
処分する補助対象設備	
処分の方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> その他 ( )
処分の時期	年 月
処分の理由	